

令和4年度 廃棄物管理責任者講習資料

産業廃棄物の適正処理 について

大阪市環境局 環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

本日の説明項目

- (1) 廃棄物の区分について**
- (2) 産業廃棄物の適正処理について**
- (3) 処理に注意を要する産業廃棄物について**
- (4) PCB廃棄物の早期適正処理について**

産業廃棄物の種類

(廃棄物処理法第2条第4項、施行令第2条)

産業廃棄物の種類			
1	燃えがら	11	がれき類
2	汚泥	12	ばいじん
3	廃油	13	紙くず★
4	廃酸	14	木くず★
5	廃アルカリ	15	繊維くず★
6	廃プラスチック類	16	動植物性残さ★
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物★
8	金属くず	18	動物のふん尿★
9	ガラスくず、陶磁器くず及び コンクリートくず	19	動物の死体★
10	鉱さい	20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分する ために処理したものであって、これらの産業 廃棄物に該当しないもの

事業系ごみの分類例

▶ 次のものは産業廃棄物

- 例1 コンビニやスーパーにある回収ボックスや会社事務所のゴミ箱で集められたカン・ビン・ペットボトル
- 例2 事務所で使われたプラスチック類
- 例3 倉庫から排出された不良品 ※不良品(廃棄物)の種類に注意(業種限定)
- 例4 事務所から排出された廃家電
- 例5 貨物の流通に使用した木製パレット

▶ 次のものは産業廃棄物と一般廃棄物の混合物

- 例6 事務所から発生したビニールコーティングされた紙(ステッカー等)
- 例7 量販店から排出されたポリスチレンフォーム等のプラスチック
素材を芯材に使用している量
- 例8 事務所から発生する使用済みの制服(合成繊維と天然繊維の混合)

産業廃棄物の定義

▶ 石綿含有産業廃棄物

石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

○石綿を含むPタイル(廃プラスチック類)

○石綿スレート板(がれき類)

▶ 水銀使用製品産業廃棄物

水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物になったもの。

○蛍光灯、水銀灯(金属くず、ガラスくず)

▶ 水銀含有ばいじん等

○ばいじん、燃えがら、汚泥、鉍さいであって、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの。

○廃酸、廃アルカリであって、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの。

特別管理産業廃棄物の種類

(廃棄物処理法施行令第2条の4)

特別管理産業廃棄物の種類		
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類(燃烧しやすいもの; おおむね引火点70℃以下)
廃酸		pH2.0以下のもの (著しい腐食性を有するもの)
廃アルカリ		pH12.5以上のもの (著しい腐食性を有するもの)
感染性産業廃棄物		医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの ・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等
	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銲さい、ばいじん等	「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの
廃油有機塩素系溶剤		廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンに限る。)

(2) 産業廃棄物の適正処理 について

排出事業者の責務

- ▶ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(廃棄物処理法第3条第1項)

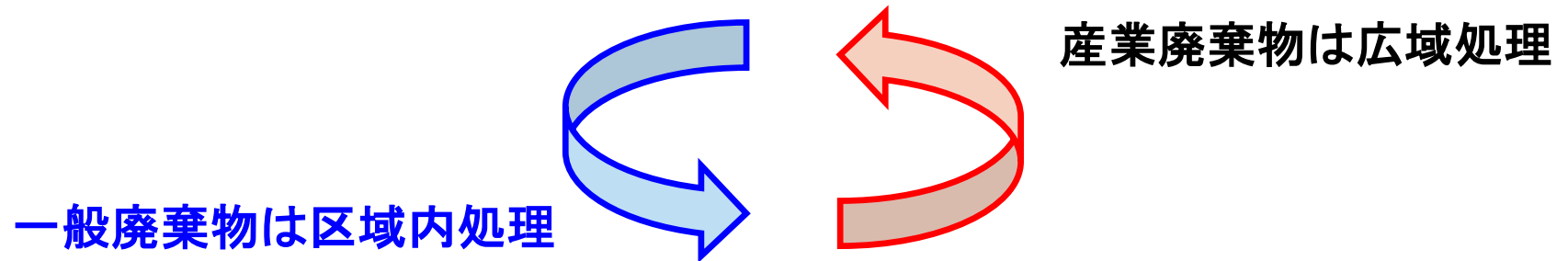
事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任を有しています。



- ▶ 処理そのものは、処理業者に委託して行うことは可能ですが、その廃棄物の適正処理は、事業者が責任をもって管理をしなければなりません。

産業廃棄物と一般廃棄物の処理の違い

- ▶ 産業廃棄物は都道府県境を越えた**広域移動が可能**です。
 - ・大阪市の店から神戸市の店へ産業廃棄物を移動させて保管する。
 - ・兵庫県の産業廃棄物処分業者に処理を委託する。



- ▶ 一般廃棄物は各市町村の一般廃棄物処理計画に従って処理することから、**各市町村の区域内**で処理が原則となっています。
 - ・家庭系ごみ ⇒ 大阪市が収集
 - ・事業系ごみ ⇒ 事業者が一般廃棄物収集運搬業者に依頼
 - ・収集した一般廃棄物は、鶴見(R5.2.28まで)、住之江(R5.3.1から)、西淀、舞洲、平野、東淀、八尾工場で処分

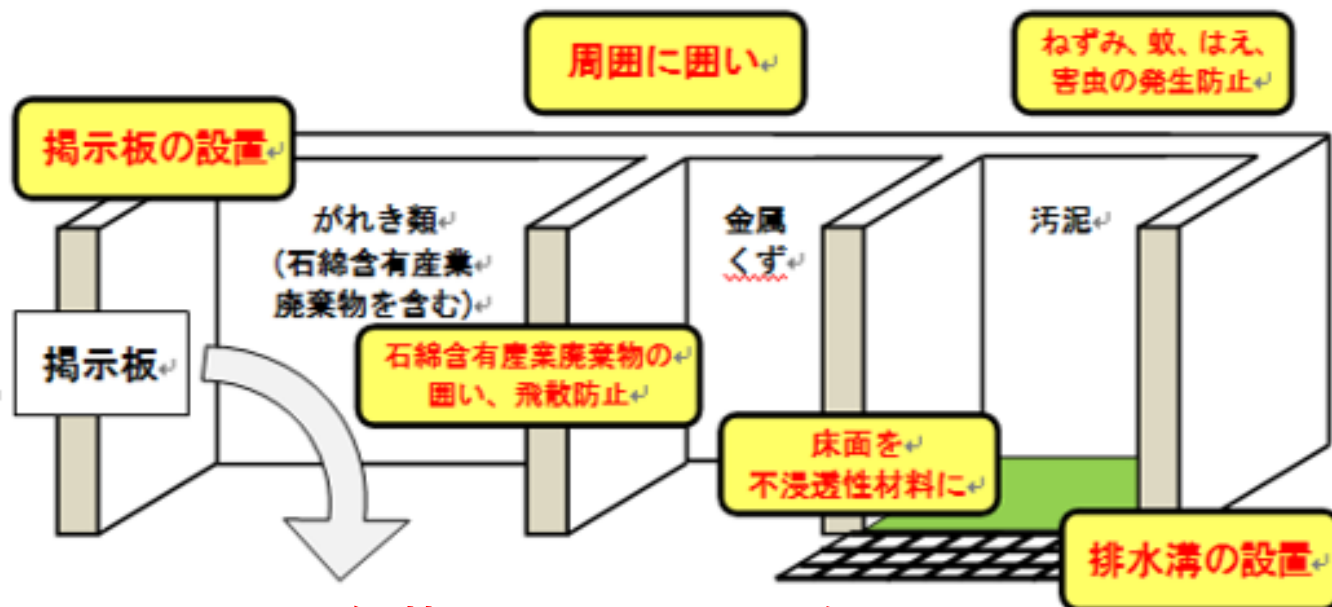
産業廃棄物の保管(その1)

- ▶ 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。(廃棄物処理法第12条第2項)

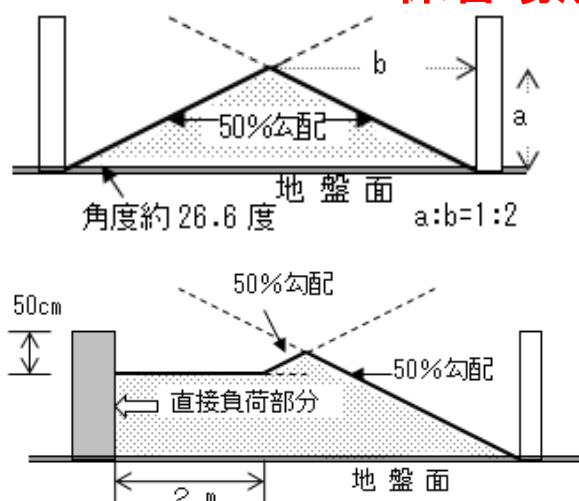


- ▶ 飛散、流出の防止措置をとること。
- ▶ 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置をとること。
- ▶ 悪臭、害虫の発生を防止すること。
- ▶ 周囲に囲いを設置。
- ▶ 囲いの内側2mは、囲いの上端より50cm以上低くする。
※囲いに廃棄物の負荷が直接かかる場合
- ▶ 勾配50%以下の高さで保管すること。
- ▶ 廃棄物の保管場所である旨の掲示板を設置。

産業廃棄物の保管(その2)



保管場所レイアウト 例



最大保管(屋外)高さイメージ図

産業廃棄物保管場所	
名称及び代表者氏名	〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎
本社所在地	大阪市中心区△△1-1-1
責任者氏名	総務部 大阪 花子
連絡先電話番号	06-1234-5678
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず、汚泥

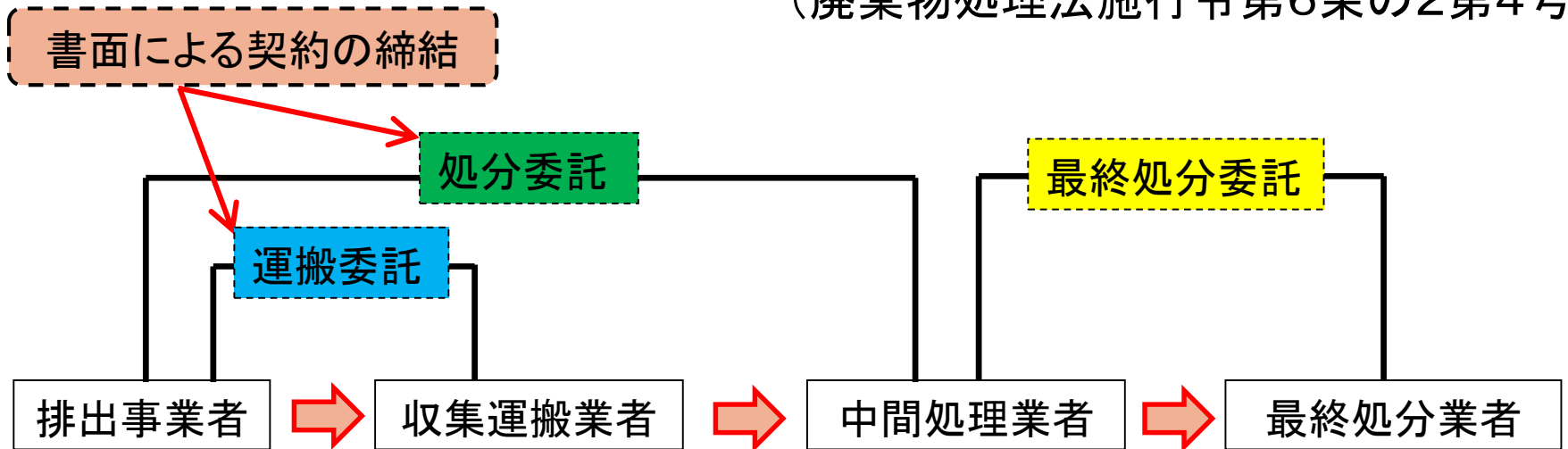
60cm 以上

掲示板 例

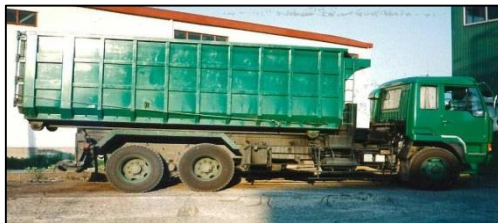
産業廃棄物の委託契約

- ▶ 事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には、「収集運搬業者」「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければならない。

(廃棄物処理法施行令第6条の2第4号)



(廃棄物の流れ)



産業廃棄物処理業者の検索

大阪市産業廃棄物処理業者名簿(大阪市HP)

※大阪市内の許可業者のみ掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009245.html>

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 (産廃情報ネット)

https://www2.sanpainet.or.jp/n_search.php

(公財)大阪府産業資源循環協会(TEL:06-6943-4016)

処理業者閲覧・検索システム(協会会員検索)

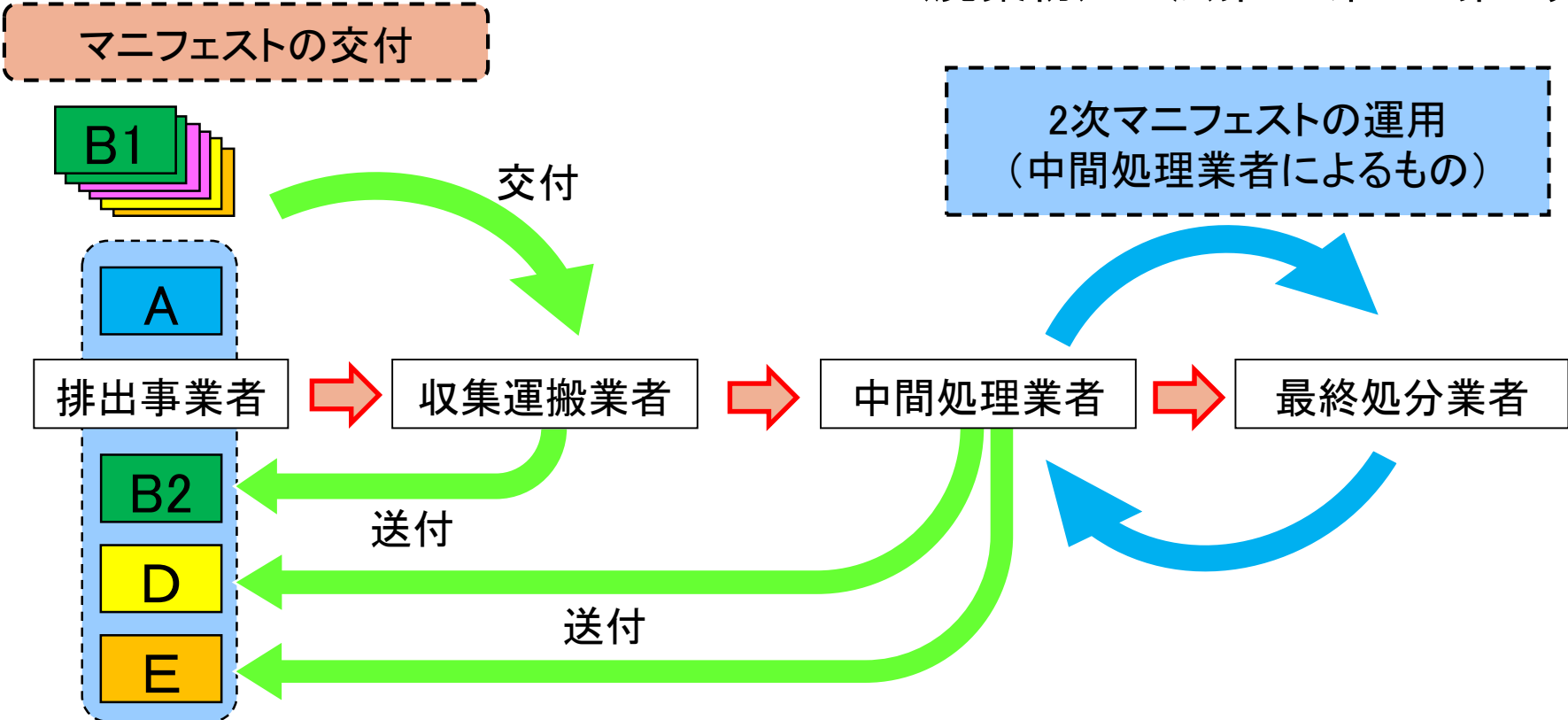
(注)協会に加入している産業廃棄物処理業者の紹介のみ

<http://syorigyousya-kensaku.jp/>

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

- ▶ その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。

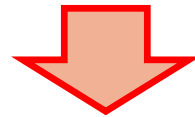
(廃棄物処理法第12条の3第1項)



※マニフェストは5年間保存です。

特定建築物より排出される産業廃棄物の処理委託契約及びマニフェスト運用の注意点

ビルの管理会社が個々の賃借人(テナント)の産業廃棄物の集荷場所を提供し、まとめて産業廃棄物処理業者に処理委託する場合



あくまで例外的！！

ビル管理会社が以下の行為をすることを認めている。

- ・産業廃棄物の処理委託契約の締結の代行
- ・マニフェストの交付の代行

自治体によって判断が異なる。



排出事業者責任はあくまで各テナントにあることに注意！

委託契約書記載例 ※集荷場所提供の場合

産業廃棄物処理委託標準契約書

排出事業者： 別紙参照

(以下「甲」という。)

収集運搬業者： 株式会社 A

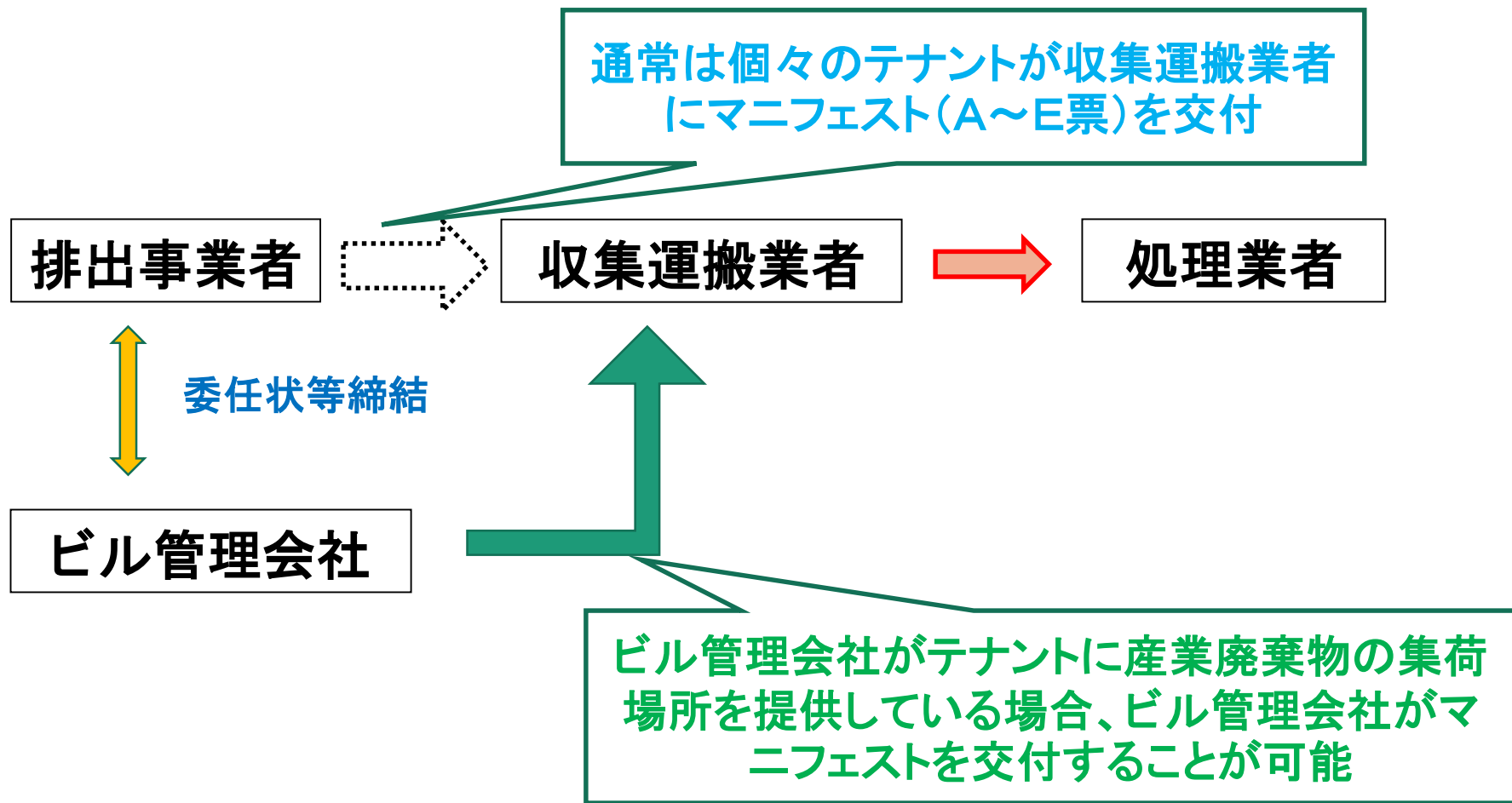
(以下「乙」という。)

甲の事業場： 大阪市阿倍野区阿倍野筋〇丁〇番〇号
から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり
契約を締結する。

ビル管理会社にはならない！排出事業者(テナント)が多数の場合は別添として添付することが可能

- ・排出事業者はあくまで個々のテナントであり、ビル管理会社ではない
- ・排出事業者毎に契約を締結することが原則だが、契約締結の権限を委任状を用いてビル管理会社等に委任し、事務手続き(契約の代行)をすることは可能

マニフェストの代行交付 ※集荷場所提供の場合



・ビル管理会社は個々のテナントから排出される産業廃棄物の種類、量を把握する必要がある

産業廃棄物管理票の記載例 ※集荷場所提供の場合

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		整理番号		交付担当者	氏名	
事業者 (排出者)	氏名又は名称		事業場 (排出事業場)		名称			
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号				
産業廃棄物	☐ 種類(普通の物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 0200 汚泥 ☐ 0300 廃油 ☐ 0400 廃酸 ☐ 0500 廃アルカリ		☐ 種類(特別管理産業廃棄物) ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7100 引火性廃油(有害) ☐ 7110 強酸 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7210 強アルカリ(有害)		☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 7428 廃アルカリ(有害)		数量(及)	
							単位	
中間処理 産業廃棄物								
最終処分 の場所	☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称		(排出事業者欄) 各テナント会社名を記載、多数の場合は別紙に一覧表を添付することで対応可					
	住所 〒	電話番号						
処分受託者	氏名又は名称		(排出事業場欄) 施設(ビル)名称、所在地を入れる					
	住所 〒	電話番号	所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	[受託者の氏名又は名称] [運搬担当者の氏名]		受領印	受領年月日	平成 年 月 日	荷役物給付量	数量(及び単位)	
処分の受託	[受託者の氏名又は名称] [処分担当者の氏名]		受領印	受領年月日	平成 年 月 日	最終処分年月日	平成 年 月 日	
最終処分を行った場所	名称 所在地 電話番号		[委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号]					
			照合欄		B2票 平成 年 月 日			
					D票 平成 年 月 日			

(交付担当者欄)
ビル管理会社名及び担当者氏名を入れる

(排出者欄)
各テナント会社名を記載、多数の場合は別紙に一覧表を添付することで対応可

(排出事業場欄)
施設(ビル)名称、所在地を入れる

複製を禁じます
類製品にご注意ください

電子マニフェストの運用例 ※集荷場所提供の場合

※赤字部分：紙マニフェストと異なる箇所

(1)「排出事業者」欄：ビル管理会社を入力

※システム上複数社を登録することができないため

(2)「排出事業場」欄：施設(ビル)名称等を入力

(3)「登録担当者」欄：ビル管理会社の担当者名を入力

※その他、「備考欄」に個々の排出事業者に関する情報を記載する等(記載しきれない場合は、別途一覧表を作成し、受渡確認票と一緒に産業廃棄物処理業者に渡すなど)関係者間で情報共有をお願いします。

マニフェスト等の入手先

- ・紙マニフェストの入手先

公益財団法人 大阪府資源循環協会

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

- ・契約書(ひな形)の入手先

大阪府ホームページ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」の
「資料編」53～62ページに記載例あり

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/report/shiryo.html#shiori>

産業廃棄物管理票(マニフェスト) 交付等状況報告書の提出

○対象事業者 : 全てのマニフェスト交付者
(電子マニフェスト運用分を除く)

○対象廃棄物 : 全ての産業廃棄物

○提出期限 : 毎年6月30日

○報告書の提出先 (大阪市内の事業所に限る)

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1あべのルシアス 13階

大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ

○様式のダウンロード

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000019635.html>

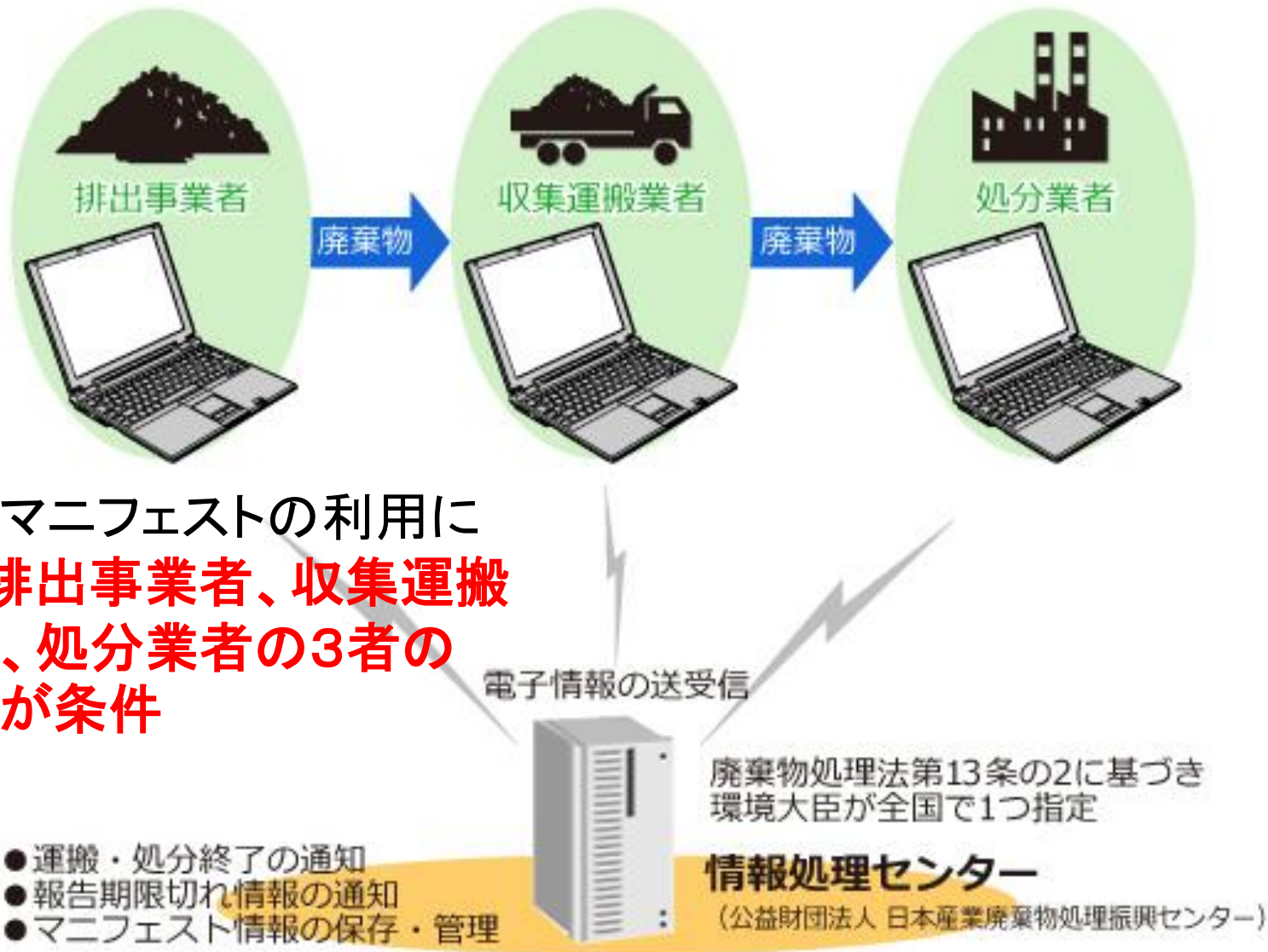
産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る 罰則について

- ▶ マニフェスト交付義務違反(法第12条の3第1項)
⇒不交付、未記載、虚偽記載をしたとき
- ▶ マニフェスト保存義務違反(法第12条の3第2項、第6項)
⇒5年間保存をせずに廃棄したとき
- ▶ 電子マニフェスト虚偽登録(法第12条の5第1項)
- ▶ マニフェスト制度に係る義務違反者への措置命令違反
(法第12条の6第3項)



1年以下の懲役または100万円
以下の罰金

電子マニフェスト制度



電子マニフェスト導入の主なメリット

【電子マニフェスト使用の主なメリット】

○事務処理の効率化(事務負担の軽減)

- ①紙マニフェストの保存が不要(5年間の保存義務)
- ②照合作業(廃棄物の処理状況の確認)が容易
- ③産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の必要なし！

○法令遵守(コンプライアンス)

- ①入力漏れ防止機能
- ②処理期限の通知機能

○データの透明性(偽造防止等の効果)

- ①排出、収集、処分の3者が閲覧可能
- ②1者が勝手に修正・取消できない

電子マニフェスト導入

導入の検討に際しては、下記に示すJWNETのページをご確認ください！！

【導入までの流れ】 ※加入方法、料金等の案内

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/flow/step/index.html>

【操作マニュアル】

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/list/index.html>

【操作ビデオ】 ※加入申込操作も記載

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html>